

仕 様 書

1. 件 名 令和8年度レゴリスシミュラント吸入曝露実験の発生条件検討補助・維持管理業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和9年3月19日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4. 目 的

NIESが実施するレゴリスシミュラント吸入曝露実験を円滑に遂行するため、レゴリスシミュラントの安定した粒子発生条件の検討及び最適化を行うとともに、当該実験に使用する粉じん発生装置、鼻部曝露チャンバー、計測機器その他関連設備一式（以下「レゴリスシミュラント吸入ばく露設備」という。）について、常に適切かつ最良の状態で運転及び維持管理を実施し、信頼性の高い曝露試験環境を維持することを目的とする。

5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- （1）レゴリスシミュラント吸入曝露実験におけるレゴリスシミュラントの発生条件検討補助、曝露実験の実施及びこれらに付随する記録作成を行う。また、レゴリスシミュラント吸入曝露設備の電気設備、機械設備を含む装置全般にわたる日常的な運転維持管理（簡易な消耗部品の交換を含む。）業務及び日常巡視点検を行う。さらに、上記のほか、NIES担当者の指示に基づき、本業務の目的達成に必要な関連業務を実施すること。なお、管理業務遂行上必要な用具及び機器はNIESが支給するものとする。
- （2）レゴリスシミュラント吸入曝露実験の発生条件検討補助
- ア レゴリスシミュラント試料の調製
 - イ レゴリスシミュラント発生系の組み上げ、調整および性能確認
 - ウ 粒子濃度および粒径分布の確認
 - エ 発生条件の検討および調整補助
 - オ 取得データの整理および記録
 - カ その他関連業務
- （3）レゴリスシミュラント吸入曝露実験及びレゴリスシミュラント吸入曝露設備の運転維持管理
- ア レゴリスシミュラント吸入曝露実験の実施
 - イ 曝露実験に必要な設備及び機器の立上げ、運転、停止及び調整
 - ウ 曝露条件の確認および記録
 - エ 曝露実験中の設備および機器の運転監視
 - オ レゴリスシミュラント吸入曝露設備の運転維持管理および日常巡視点検
 - カ 簡易な消耗部品の交換および設備の保守管理
 - キ 異常発生時の初期対応並びにNIES担当者への報告
 - ク 取得データおよび運転記録の整理
 - ケ その他、NIES担当者が指示する曝露実験および設備維持管理に関する業務

6. 使用設備・装置等

（1）試料調製設備

- ア ふるい分級装置 1式
- イ 振とう機 1式
- ウ 精密電子天秤 1台

（2）レゴリスシミュラント吸入曝露設備

- ア レゴリスシミュラント発生装置 1式
- イ 分級装置（サイクロン等） 1式
- ウ 鼻部曝露チャンバー設備 1式
- エ 給排気設備 1式

オ 制御・計測設備 1 式

(3) 粒子計測設備

ア	TSI 社製 Model 3034 SMPS	1 台
イ	TSI 社製 Model 3082 SMPS	2 台
ウ	パーティクルカウンタ	1 台
エ	カスケードインパクト	1 台
オ	PM2.5 サンプラー	1 台
カ	超精密密度電子天秤	1 台

7. 業務実施体制

・ 技師 1 名程度

レゴリスシミュラント吸入曝露実験設備には、粒子発生や動物実験に関する一連の運転維持管理業務が含まれることから、請負者には次の資格要件が必要である。

技師の要件

1) 測定データの精度管理ができること。

レゴリスシミュラント吸入曝露実験においては、粒子発生から動物吸入曝露チャンバーへの導入までの各工程において、粒子濃度及び粒径分布等の測定データの精度及び信頼性を確保する必要がある。このため、粒子発生装置、粒子計測機器及び吸入曝露設備の運用に関する知見を有し、測定データの品質管理を行うことができる者であること。また、3 年程度の動物吸入曝露実験又はこれに類する試験業務の経験を有すること。

2) 粒子発生及び粒子計測に必要な技術力及び経験を有すること。

エアロゾル工学、粒子計測又は吸入曝露試験に関する知識を有するとともに、粒子発生装置、SMPS、カスケードインパクト等の粒子計測機器及び関連設備の運転、点検、校正及び取扱いに精通していること。また、3 年程度の粒子発生装置又は粒子計測機器の運転、点検、校正若しくは取扱いの経験を有すること。

8. 業務時間

NIES が指定する月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の 60 日間とし、業務実施時間は 9 時 00 分～18 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分は休憩時間とする。）とする。ただし吸入実験の都合により、業務実施時間帯が変更になる場合がある。その場合は、NIES 担当者と都度協議のうえ変更する。

なお、管理要員が勤務できない場合には、その代替要員（同等と判断できる者）を事前に NIES に連絡し、承認を得た後、派遣し、支障をきたすことなく業務を遂行すること。

9. 業務開始時からの履行能力の担保

本業務は、レゴリスシミュラント吸入曝露実験の維持管理業務であり、業務契約期間の初日から業務を円滑に履行することが要求される。そのため、以下のとおりとする。

(1) 次期契約の請負者が本契約の請負者から代わる場合は、最後の 1 か月程度の期間内に次期契約の請負者への引継ぎを行うので、その際に協力すること。

10. 報告書等の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の報告書等を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書	2 部
(2) 分析結果データ集	一式
(3) 分析結果を収録した電子媒体	一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、次の基本方針
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

1 1. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1 2. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

1 3. 検 査

請負者は、本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

1 4. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

1 5. そ の 他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) NIES が別途購入し本契約の対象となっている施設に直接納入される物品について、物品の検査権限を NIES が請負者へ委託し、納品検査を依頼することがある。